

茨木市市民会館跡地エリア広場等活用推進支援業務に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

市民会館跡地エリアは、元茨木川緑地の緑、アートや川端康成文学館など自然・文化的要素を備えた南北軸と、にぎわいや移動、交流などの都市的要素を備えた東西軸が交わる場所に立地しており、本エリアから新たな価値やにぎわいが生まれるような起点となることが期待されている。

本エリアの活用については、平成30年3月に策定した茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想において、広場を含めた公共空間をどのように使い、活動していくかを市民自身が考え、育てていくという考えに基づき、「育てる広場」をキーコンセプトとして掲げたものである。

令和5年秋には、ホール、図書館、子育てなど複合的な機能を持つ新施設の整備を予定しているが、市民が主体となって公共空間を利活用していくためには、市民自身が使い方をイメージしながらルールや仕組みづくりを行うほか、各施設機能や市民を横串的に繋げるようなコーディネート機能について検討する必要がある。また、これまで敷地C・DのIBALAB@広場で取り組んできた社会実験による市民の公共空間への関わり検討やプレイヤーの掘り起こしを継続し、敷地A・Bの新施設と広場（以下、「新施設・広場」という。）の整備に合わせて活動の合流を促していくことが求められる。

これらを踏まえ、本業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

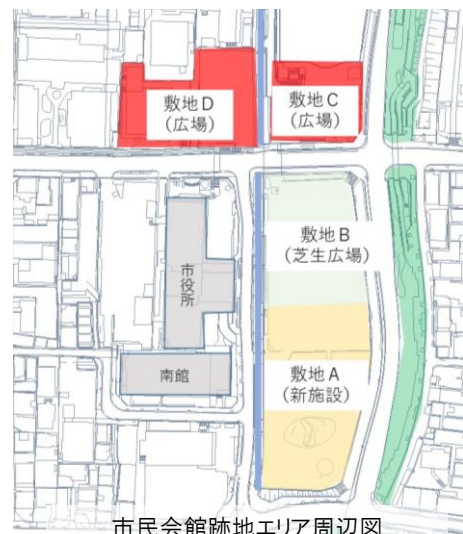
(1) 業務名

茨木市市民会館跡地エリア広場等活用推進支援業務委託

(2) 業務の目的

市民が主体となって新施設・広場を利活用していくためには、市民自身が使い方をイメージしながらルールや仕組みづくりを行うほか、多様な機能を持つ新施設において、各機能や市民を横串的に繋げるようなコーディネート機能が求められる。また、これまで実施してきた社会実験を継続しつつ、活動人口の裾野を広げるような取組が求められるところである。

以上を踏まえ、ワークショップや社会実験等を通じ、市民の参加をえながら検討を進める必要がある。



(3) 業務内容

以下のア～オについて、ワークショップ等適切な手法により業務を実施する。

ア 新施設・広場供用開始後の活用に向けての検討

新施設・広場の管理運営に反映するルール等について検討する。

なお、検討したルール案は条例案等を作成する際の参考とする。当該条例案については、令和3年中に内容の検討を完了する必要があることから、スケジュールに留意のうえ本業務を実施すること。

イ 市民参加手法の検討

過年度の市の取組みによる既存のプレイヤーに加え、これまでにない新たな層の興味を引く魅力的なアプローチ等により、参加の裾野を広げるとともに、将来的な活動チームの形成につながるような取組を行う。

また、市民自身による市民活動のサポート、コーディネートを行う主体の育成を行う。

ウ 市民活動のサポート・コーディネート機能の検討

市民活動をサポート、コーディネートする機能について、これまでの取組等を踏まえた検討を行う。

エ IBALAB@広場の社会実験等支援

広場を使った社会実験等の実施支援を行う。また、敷地C・Dの将来整備に関する市民意見聴取等を行う。

オ その他新施設・広場等の活用推進支援関連業務

(4) 業務期間 令和3年5月27日から令和4年3月31日まで

3 当該業務の予算額等

13,255,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停

止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで市民会館跡地活用推進課あてに送信すること。

提出期限：令和3年4月23日（金）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課

E-mail：atochi@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市HP 市民会館跡地活用推進課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkaikanatochikatuyou/menu/kouji/50754.html>

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市企画財政部市民会館跡地活用推進課
（茨木市役所本館3階）

ウ 提出期限：令和3年4月26日（月）午後5時まで（厳守）

エ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を参加希望者に対し、4月27日（火）に「参加資格審査結果通知書」（様式5号）を郵便で発送する。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに市民会館跡地活用推進課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、A4サイズ縦）

次の提案課題ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

【提案課題】

- ①新施設・広場利用に向けての市民参画によるルール等検討の企画提案
- ②新施設・広場における市民参加手法に係る企画提案
- ③新施設・広場の市民活動のサポート・コーディネート機能の検討に係る企画提案
- ④IBALAB@広場を使った社会実験等（市民参加、公共空間利活用、場の価値向上等）の支援に係る企画提案
- ⑤敷地C・D整備に関する市民意見聴取に係る企画提案
- ⑥①～⑤の作業スケジュール
- ⑦業務の実施方針、取組体制、スタッフの特徴、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいことについて

イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

※ 受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴収する。

※ 業務内容について、内訳がわかるように見積もること。

※ 「イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）」については、正本のみ提出すること。

(3) 資料記載上の留意事項

上記8(2)ア、イの副本には、企業名を入れないこと。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和3年5月13日（木）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 本館3階

企画財政部市民会館跡地活用推進課事務室

ウ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

エ 提出部数

正本1部

副本10部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された業務実績調書等内容及び提案額（参考見積書）を、6ページ10(1) 第1次審査＜事務局審査＞で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、参加者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において＜事務局審査（第1次審査）＞及び＜プレゼンテーションによる委員審査（第2次審査）＞を併せて行い、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる委員審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーションによる審査を実施する。審査は7ページ記載の「第2次審査＜プレゼンテーションによる委員審査＞」で示す審査基準に基づいて行い、第2次審査の評価点と第1次審査の評価点を合計し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととする。資料の差し替えや追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、ケーブル、スクリーンは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は3人以内とする。

エ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、プレゼンテーションをオンラインによる実施に変更する場合がある。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和3年5月14日（金）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により通知を郵便で発送する。

なお、参加者が5者以下で第1次審査を実施しない場合は、上記の通知を省略し、令和3年5月14日（金）に参加者全者に対し、電子メールまたは電話により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和3年5月21日（金）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和3年5月21日（金）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式9号）により通知を郵便で発送する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和3年5月28日

(金)まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

第1次審査＜事務局審査＞

審査基準	審査内容	配点
業務実施体制調書等内容	担当者の人員配置や業務体制など、実施事業のための十分な体制が取れているか。 ① 公共空間・公園等を使った ・ルールや仕組みづくりの支援 ・活動人口の拡大やチームづくりの支援 ・市民活動をサポート、コーディネートする主体の育成支援 いずれかをテーマとした業務実績を有する担当者数（人数×4点） ② 公共空間・公園等を使った利活用やにぎわいづくりにつながる取組（社会実験等）の実施及び支援をテーマとした業務実績を有する担当者数（人数×2点） ※同一の担当者が①と②どちらの業務実績にも当てはまる場合、①の実績を評価点として計上する。	20
業務実績調書内容	同種・類似業務の実績は十分か。 同種（2点）：広場・公園や公共施設に係る市民参加型のワークショップや社会実験の実施、または公共空間に係る管理運営手法検討の支援業務 類似（1点）：その他のまちづくりやにぎわい創出に係るワークショップや社会実験の実施、または民間施設に係る管理運営手法検討の支援業務	20
提案額（参考見積額）	業務内容に見合った適正な見積となっているか。 （最低見積金額／見積金額）×50点 ※小数点以下切り捨て	50
合計		90

第2次審査<プレゼンテーションによる委員審査>
(配点は委員1人あたり)

審査基準		審査内容	配点
市民参画の検討	新施設・広場のルールづくり支援	今年度検討予定の新施設・広場利用のためのルール等について、市民自身が使い方をイメージしながら十分に自由な検討ができるアプローチの提案がなされているか。	10
	市民参加の手法	市民参加について、既に関わりのある市民だけでなく、新たな層の参加を促すような手法や、将来的なチーム形成につながるような取組手法、市民活動のサポート・コーディネートを行う主体の育成手法について魅力的な提案がなされているか。	10
	市民活動のサポート・コーディネート機能の検討	新施設・広場における市民活動のサポート・コーディネート機能について、事業者のこれまでの実績や専門性、知見に基づいた実現性の高い提案がなされているか。	5
社会実験支援	IBALAB @ 広場社会実験支援	これまでの本市の取り組みを踏まえたうえで、広場の賑わいやつながりづくりに寄与する支援の提案や、新施設・広場、また第二期（敷地C・D）整備基本計画への活用が十分に検討された提案となっているか。	5
	敷地C・D整備の意見聴取	敷地C・Dの将来整備に関する市民意見聴取が効果的に行える提案がなされているか。	5
独自性	独自性や新たな提案	仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	5
実現性	提案の妥当性	これまで実施してきた取り組みなどを踏まえ、理論的な提案がなされているか。また、スケジュール・実施方法等、妥当な提案がなされているか。	5
合計			45

※委員審査については、各項目について5段階評価にて採点する。

(2) 配点

- ①事務局審査 90点
- ②委員審査 360点（45点×8委員）
- ①と②の合計 450点とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「市民によるチームづくり支援」の評価点が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ、「市民によるチームづくり支援」の評価点が同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が1者であった場合、又は参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、審査を行い評価点が配点合計の60%以上であった場合に候補者とする。
- (6) 審査の結果、評価点が配点合計の60%以上に達した事業者がない場合は、適格者なしとする場合がある。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更等を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和3年4月23日（金）
質問に対する回答	随時
参加申込期間	令和3年4月19日（月）午前9時から 令和3年4月26日（月）午後5時まで（厳守） ※土日、祝日を除く。
参加資格審査結果通知	令和3年4月27日（火）発送
企画提案書提出期間	令和3年4月28日（水）午前9時から 令和3年5月13日（木）午後5時まで（厳守）
審査結果通知（第1次）	令和3年5月14日（金）発送
第2次審査	令和3年5月18日（火）（予定）
審査結果通知（第2次）	令和3年5月21日（金）発送（予定）
契約締結	令和3年5月27日（木）（予定）
業務開始	令和3年5月27日（木）（予定）

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課 担当 末松、的場
TEL 072-655-2757（直通）
E-mail : atochi@city.ibaraki.lg.jp